中東公民館 停本所委員会研修会 平成二十六年十二月十八日	⑪・挂草郷(多賀城跡木簡) *勢多郡桂萱郷か
「今に生きる群馬の古代地名」(「神下見名真剣)	⑫・佐為評
	・一斗 (飛鳥京跡木簡) *佐位郡
飛鳥・奈良時代の木簡・金石文等に見える上野国の郡郷名	③・上野国山田郡大野郡ココ里鳴部子コ対谕甲手魚大贄坴斤(天平八年十月〔田後ヵ〕
· 鹿 支多比  (飛鳥京跡木簡) - *碓氷郡・碓日評□大□少丁 - (丁ヵ)	(平城京木簡)
	⑭・□上野国山田郡真□(平城宮木簡) *山田郡真張郷
,上戸宋宜部猪万呂養銭(平城京木簡) *甘楽郡新屋郷	<ul><li>⑤・大荒城評胡麻□ (藤原宮木簡) *邑楽郡</li></ul>
(平城宮木簡) *緑野郡小野郷戸主物部鳥麻呂戸中男作物鹿腊代雑	⑯・邑楽□(平城宮木簡) *邑楽郡[郡ヵ]
• 大前里六(平城宮木簡) * 緑野郡大前里	①弁官符上野国片岡郡緑野郡甘良郡并三郡内三百戸郡成給羊成多胡郡
・□□国□(左側面) (平城宮木簡) *緑野郡・九月十四日上野国□□三□ (平城宮木簡) *緑野郡 「緑野ヵ」	・辛科郷・八田郷・大家郷・緑野郡武美郷・片岡郡山奈郷・多胡郡て、別に多胡郡を置く。(続日本紀和銅四・三・六) *片岡郡・緑野郡・甘楽郡織裳郷⑧上野国甘良郡の織裳・韓級・矢田・大家、緑野郡の武美、片岡郡の山等の六郷を割き
•米五石代    (秋田城跡木簡) *緑野郡•上野国緑□□□足□□	⑨上野国群馬郡下賛郷高田里三家子孫(金井沢碑) *群馬郡下賛郷高田里
· □□□(藤原宮木簡) *群馬郡·上毛野国車評	Ⅱ.倭名類聚抄における上野国の郡郷名
• 上毛野国車評桃井里大贄鮎(藤原宮木簡) * 群馬郡桃井里	十二
·□吾妻(平城宮木簡) *吾妻郡	浮囚 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
• □□□□(平成宮木籠) *勢多郎 〔国勢多ヵ〕	片岡郡

(5)

若 口田和加多 多胡 高渠太加無曾 佐没 長野奈加乃

額部奴加倍 貫前奴木乃佐 新屋尔比也 酒 甘 丹 生 4 1野乎乃 那<sup>②</sup> 非 抜鉾 宗伎 端上 有③ 只 那射

山宗也末奈 織裳於利毛 辛科加良之奈 大家 武美 浮囚 八田

緑野郡

林原八也之波良 小野乎乃 升茂 高足 佐味 大前 尾張 保美

土師波尔之 浮囚 山高

那波郡

朝倉阿佐久良 鞘 八田佐也多 田 一後多之利 佐味 委文之土利 池田伊介多

莊東 尔良都加

群馬郡

群馬 長野奈加乃 桃井毛毛乃井 井出 小野乎乃 有馬安利萬 八木 利刈止加利 上郊加無佐土 駅家 畔切安木利 白衣 島名之萬奈

吾妻郡 長田奈加太 伊参伊佐萬 大田於保太

利根郡

渭田奴末太 男信奈萬之奈 笠科加佐之奈 吳桃 奈久留美

勢多郡

深田 田邑多無良 芳賀波加 桂萱加以加也 真壁萬加倍 深渠布加無曽

佐⑦伊郡 深沢布加佐波 時沢 藤沢布知佐波

名橋奈波之 岸新 反治 佐 井 淵名布知奈 駅家 雀部佐々伊倍

新田郡 美侶

新田 津野加須乃 石 西 祝 八人波布利 淡甘 駅家

山 田郡

山 田 大野於保乃 園田 曾乃 真張萬波利

池田伊岐太 足太比木太 八田也太 長柄

(二十巻本『倭名類聚抄』巻七)

王のために 源 『倭名類聚抄』は平安時代前期に成立した一種の百科事典。 順がたがた が編纂した。承平(九三一~九三八)年間に成立。 醍醐天皇の皇女勤子内親

〈主な校異〉①貫前双支乃左岐 (高)、實前奴木乃佐木 (東) ② 那 波 (高) ③有旦

乃 ④山字也末奈 (高) ⑤上郊加无豆左乃 (高)、上郊加无佐止 (東)、 8 園田ソノタ 上郊加无止佐

(東) ⑥桂萓 (高・東) ⑦佐位郡 (高・東)

\*底本は元和三年、 那波道円の校訂による古活字本

(高) は高山寺本(天理図書館蔵。平安時代写)

(東) は天正本(大東急記念文庫蔵。 室町中期写)

 $\coprod$ 明治二十二年の新地名の由 来 (群馬県の場合)

○○~五○○戸を標準規模として実施された。 遡れる貴重な地名である。 村の数は一万五千になった。この大合併の折、 村合併標準提示(明治二十一年六月十三日内務大臣訓令第三五二号)に基づき、約三 行政上不都合だった。そこで、全国的に大規模な町村合併が行われることになり、町 以来のものであり、 して残り、今に至っている。都市部を除いて、今に残る大字の大部分は江戸時代まで 明治二十年頃、 日本国中には約七万一千の町村があった。これはほとんど江戸時代 近代日本にとって、一つ一つの町村の面積はあまりにも狭すぎ、 その結果、明治二十二年の全国の市町 江戸時代以来の村名は大部分が大字と

○八に統合された。この二○八の町村名の由来を分類する。 群馬県においては、 明治二十年頃に約一千あった町村が、 明治二十二年の合併で二

①旧来の町村名のまま……14

\*利根郡沼田町·西群馬郡 張川町 佐位郡伊勢崎町など

②少し変更……1

\*邑楽郡北大島村が大島村と改称 (南大島村は他の村と合併)

#### В. 当 時 の行政地名を採用、 あるいは加工して採用…… 93

# ①地名に冠した「上」「下」等の文字を削除……4

\* 碓氷郡の東上秋間・西上秋間・中秋間・下秋間の四ヶ村が合併して秋間村、 の上後閑・中後閑・下後閑の三ヶ村が合併して後閑村など。 碓氷郡

# ②城下町名・宿場名を採用……3

\*西群馬郡高崎町、 東群馬郡前橋町。 両者はともに江戸時代の城下町

\*那波郡の福島・南玉・上飯島・上之手・角淵・下新田・上新田・与六分・斎田の九 村が合併して玉村町。玉村はこの地にあった江戸期の宿場名。

# ③合併した町村のうちの一つの町村名等を採用……39

\*吾妻郡の中之条・伊勢の二町と西中之条・青山・市城の三か村が合併して中之条町

\* 碓 氷郡安中町、 北甘楽郡富岡町、 緑野郡藤岡町、 新田郡太田町、 邑楽郡館林町など

# ④合併した町村のうちの一部の町村名を加工……14

\* 碓氷郡の上磯部・西上磯部・東上磯部・下磯部・大竹の五か村が合併して磯部村

### \*多胡郡日野村、西群馬郡佐野村、 山田郡桐生町など

# ⑤合併した町村内の字名等を採用……3

\*西群馬郡の駒寄村は、 中央の大久保字駒寄を採った。 大久保村と漆原村とが合併して成立したもので、新村名は村

#### \*他は、 利根郡池田村、 西群馬郡豊秋村

# ⑥合併した町村名を合成……24

\*「足して二で割る」方式。西群馬郡の中山村と尻高村とが合併してできた高山 尻高と中山の各一字をとって合成したもの。 一村は、

\*西群馬郡の金島村は、阿久津・祖母島・金井・川島・南牧の五ヶ村が合併して成立 したもので、新村名は金井と祖母島の各一字をとって合成した。

# ⑦合併した町村名の漢字を合成……1

\*西群馬郡の清里村。これは、 て清、野良犬の野の里偏をとって清里と命名。 できた村で、 村名は、 池端の池の字のさんずいと上青梨子・青梨子の青とを結合し 池端・野良犬・上青梨子・青梨子の四ヶ村が合併して

# ⑧合併した町村の一部を併称……1

・新田郡の本町・藪塚・山神・大久保・六千石・寄合の六ヶ村が合併してできた藪 路のインターチェンジ名には、安中榛名、 本町という町名は、藪塚と本町とを併称したものであろう。新幹線の駅名や高速道 一十二年の群馬県内の新地名で併称と考えられるのは藪塚本町のみ。 燕三条、 渋川伊香保など、併称が見られ

#### ⑨郡名……4

\* 碓氷郡臼井村、 緑 野郡美土里村、 西群馬郡久留馬村、 片岡郡片岡村

### С. 自然地名や神社名を採用、 あるいは加工して採用……27

## ①川や沼の名前を採用……12

\* 利根郡の七ヶ村が合併してできた白沢村。 この村名は、 地内を南北に貫流する白沢

#### 川に由来する。

\*他に、利根郡片品村、 吾 妻郡名久田 村、 緑野郡神流村、 邑楽郡多々良村など

### ②川の名前を合成……1

\*南勢多郡の木瀬村は、 村内を流れる桃木川と広瀬川との合成地名。

### ③川の名前と位置等……2

\*利根郡利南村、 碓氷郡烏淵村

# ④山・丘や原野などの名前を採用……7

\*南勢多郡の十三ヶ村が合併してできた南橘村。 この村名は、 古くから人々に親しま

他に、碓氷郡東・西横野村、 れてきた橘山の南側に所在することから。 西群馬郡相馬村、 南勢多郡北橘村など

### ⑤神社名を採用……5

\*

\*緑野郡の山名・木部・阿久津・根小屋の四ヶ村が合併して成立した八幡村。村名は、 山名に鎮座する旧郷社八幡宮にちなむ

\* 他に、南勢多郡宮城村、 新田郡生品村、 邑楽郡長柄村、 邑楽郡永楽村

#### D 古地名を復活……31

### ①和名抄の郷名……12

\*西群馬郡の中里・保渡田・生原・井出の 群馬郡上郊郷による。 四ヶ村が合併して成立した上郊村。村名は

\*他に、吾妻郡伊参村、 北甘楽郡新屋村、 緑野郡· 小野村、 南勢多郡桂萱村など

# ②和名抄の郷名と現行村名との合成……1

\*利根郡桃野村は、上津・下津・月夜野・ 和名抄の呉桃郷と月夜野村との合成 小川・石倉の五ヶ村が合併して成立。 村名

## ③それ以外の古地名……14

\*邑楽郡の板倉・籾谷・岩田・内蔵新田の四ヶ村が合併して成立した伊奈良村。

名は、かつて旧板倉村の一部を伊奈良の里と称したことにちなむという。

○上毛野伊奈良の沼の大藺草他所に見しよは今こそ益れ(万葉十四・3417)\*他に、西群馬郡箕輪村、佐位郡赤堀村、新田郡笠懸村など

### ④万葉集の地名……4

\*多胡郡の九ヶ村が合併して成立した入野村は、 入野」が黒熊のあたりに比定されるという説を採用して命名された。 万葉集東歌に詠まれている 多胡

- ○吾が恋は現在もかなし草枕多胡の入野の将来もかなしも(万葉十四・3403)
- ろほの嶺ろ」にちなむ。\*南勢多郡の八ヶ村が合併して成立した黒保根村は、万葉集東歌に詠まれている「く
- ○上毛野久路保の嶺ろの葛葉がた愛しけ子らにいや離り来も(万葉十四・3412)
- \*他に、北勢多郡久呂保村、北勢多郡赤城根村

## E. 地名によらない命名……36

- ①合併した町村の数を示す……4
- 合併してできたので「六郷」と名づけられた。\*西群馬郡の六郷村は、上小鳥・下小鳥・筑縄・上小塙・下小塙・上並榎の六ヶ村が
- \*他に、佐位郡三郷村、新田郡九合村、邑楽郡六郷村
- ②合併町村の数を雅字に置き換える……1
- ③地形による……7
- \*山田郡の川内村は、合併した五ヶ村が渡良瀬川の内側に位置することに由来する。
- \*他に、碓氷郡川間村、東群馬郡上・下川淵村、西群馬郡堤ヶ岡村など
- ④古代の施設による……5
- うよ『 ・古市の十ヶ村が合併して成立した東村は、古代この地を東道が通っていたことに \*西群馬郡の川曲・稲荷新田・下新田・上新田・小相木・後家・箱田・前箱田・江田
- に牧場(有馬の牧)があったことにちなむ\*西群馬郡の有馬・八木原・半田の三ヶ村が合併して成立した古巻村は、古代この地
- \*他に、西群馬郡国府村、利根郡古馬牧村、利根郡湯ノ原村
- ⑤古代の施設+合併町村数……1
- 置されたことと、九ヶ村の合併であることとを掛ける・緑野郡の九ヶ村が合併して成立した美九里村は、平安時代にこの地に高山御厨が設
- ⑥郡内等における位置……5
- \*吾妻郡の五ヶ村が合併して成立した東村は、吾妻郡の東部に位置することによる
- \*那波郡上陽村は、利根川の北陽で那波郡の上部に位置することから
- \*他に、利根郡東村、南勢多郡東村、佐位郡東村
- ⑦由縁の氏族名による……4
- \*西群馬郡の北牧・白井・吹屋・横堀の四ヶ村が合併して成立した長尾村は、白井城

主長尾氏にちなむ。

- \*他に、西群馬郡大類村、那波郡名和村、新田郡綿打
- ⑧その地の故事等から……3
- 滝川の名を許された功績をたたえる意味を込めて命名したという。 異説に、地内を流れる滝川にちなみ、同川開削に尽力のあった江原源左衛門重久がの十ヶ村が合併して成立した滝川村は、織田信長の家臣滝川一益にちなむという。 半西群馬郡の西横手・宿横手・中島・上滝・下滝・下斎田・八幡原・宇貫・板井・滝
- \*他に、吾妻郡嬬恋村、佐位郡采女村

#### ⑨元号……1

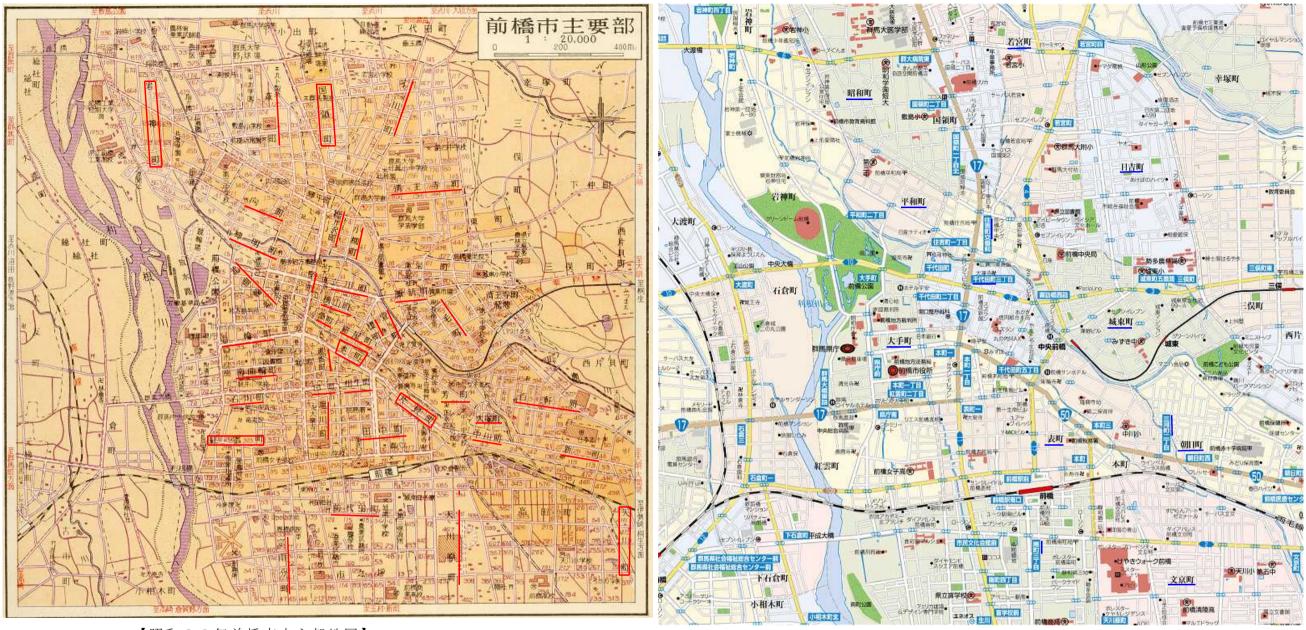
は明治の元号にちなむ。\*西群馬郡の小倉・上野田・下野田・北下・南下の五ヶ村が合併して成立した明治村

#### ⑩その他……5

- 豊受大神宮にちなんで名付けられたという。意味するとともに、伊勢崎が伊勢神宮によった地名なのに対し、伊勢の外宮である\*那波郡の十ヶ村が合併して成立した豊受村は、土地が豊穣で五穀がよく稔ることを
- 見える)の語にもちなむ。
  ことができること、また「富士見十三州」(晴天の日には富士山頂から十三の国が・南勢多郡の十三ヶ村が合併して成立した富士見村は、村内の各地から富士山を望む
- 相生長しようとの意から生村は、域内の下新田村にある天然記念物の相生の松の名の如く、益々相繁盛し、土田郡の下新田・如来堂・天王宿・蕪町・天沼新田の五ヶ村が合併して成立した相
- 里の田」の意 単の田」の意 一里の田」の意 一里の田」の意 一里の田」の意 一里の田」の意 一里の田」の意 一里の田」の 「里の) 「里の一里の田」の意 「里の田」の意 「里の田」の思 「里の田」の思味を 「里の田」の思味を 「里の田」の思味を 「里の田」の思味を 「里の田」の思味を 「里の田」の思味を 「里の田」の思 「里の田」の思味を 「里の」」を 「里の」」を 「里の」」を 「里の」の思味を 「里の」」を 「里の」」を 「里の」」を 「里の」」を 「里の」の思味を 「里の」」を 「里の」」を 「里の」」を 「里の」」を 「里の」」を 「里の」」を 「里の」を 「里の」」を 「里の」を 「里の」」を 「里の」を 「理の」を 「理の
- この地域が比較的富裕であったことにより命名されたという。\* | \* 邑楽郡の五ヶ村と瀬戸井・萱野・赤岩村の各一部とが合併して成立した富永村は、

#### F. 調査中……6

- 村、山田郡福岡村 \*利根郡水上村、南甘楽郡神川村、南甘楽郡中里村、南勢多郡敷島村、南勢多郡新里
- たものである。また、失われた古地名の復活も目立つ。た。その多くは、全くの無から有を生み出すのではなく、既存の地名を使って作られ◎明治二十二年の町村合併に伴う新地名は、実に様々に工夫して命名されたものであっ



【昭和32年前橋市中心部地図】

- Ⅳ.「住居表示に関する法律」による新地名(前橋市の場合)
  - \*この法律は、昭和三十七年五月一〇日に施行された。これによって、行政や郵便配達等の合理化が図られたが、その一方、長年親しまれてきた多くの町名が統合や廃止によって失われた。
  - \*明治二十二年、石川町・南曲輪町・曲輪町・北曲輪町・柳町・神明町・竪町・立川町・横山町・桑町・紺屋町・本町(○)・連雀町・田町・堀川町・田中町・相生町・片貝町(○)・榎町・萱町・芳町・大塚町・中川町・新町・百軒町・諏訪町・小柳町・細ケ沢町・向町・北神明町・一毛村・岩神村(○岩神町)・萩村・国領村(○国領町)・才川村・清王寺村・天川村(○天川町)・前代田村の一部・紅雲分村の一部(○紅雲町)・宗甫分村の一部・天川原村の一部が合併して「前橋町」が成立した。 これらの地名のうち、「住居表示に関する法律」の実施後も残ったのは○印を付けたもののみで、他は失われた。
  - \*これらに代わって新しく付けられた町名は、大手町・千代田町・表町・三河町・朝日町・城東町・日吉町・若宮町・住吉町・昭和町・平和町・文京町・南町など。